

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 12 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	明石市明石港中外港から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先		林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域			
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	点の位置			
	"	てんぐさ漁業	3月1日から10月31日まで	A 明石市明石港東外港南防波堤西端			
	"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	B 明石市明石港中外港南防波堤基部			
	"	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 明石市船上下水処理場排水口中央			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	イ アから134度100メートルの点			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Aから174度50メートルの点			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Aから174度1,150メートルの点			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから184度1,200メートルの点			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから196度4,000メートルの点			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで					
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

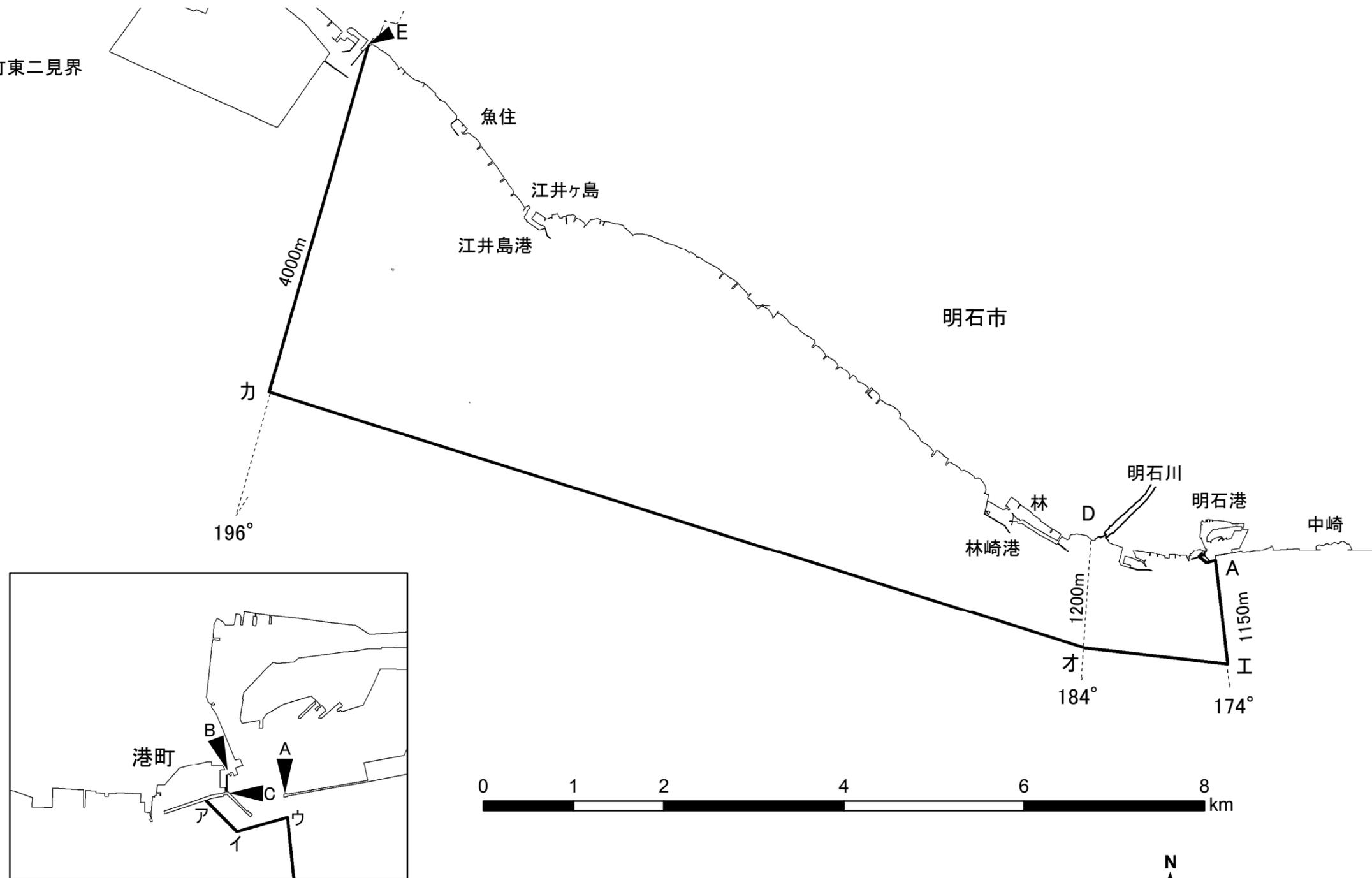
付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第12号
 漁場の位置 明石市明石港中外港から同市魚住町・二見町
 東二見界に至る間の地先
 漁場の区域 次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）
 並びにア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線と最大高潮時
 海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 明石市明石港東外港南防波堤西端
- B 明石市明石港中外港南防波堤基部
- C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部
- D 明石市船上下水処理場排水口中央
- E 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界
- ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点
- イ アから134度100メートルの点
- ウ Aから174度50メートルの点
- エ Aから174度1,150メートルの点
- オ Dから184度1,200メートルの点
- カ Eから196度4,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第12号漁場

